介護老人保健施設千葉徳洲苑入所利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設千葉徳洲苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供します。

利用者及び利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うこと並びに種々の規程を遵守することについて、お互いに取り決めることを本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が、介護老人保健施設入所利用について別紙４を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。入所利用３月毎に行う入所退所継続利用検討会議日までとします。但し、当施設が入所退所継続利用検討会議において継続利用可と判定した場合には、同一の内容で自動更新されるものとします。

２　前項の契約期間の満了日の 14 日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

３　本契約後にサービス終了し 30 日（認知症自立度Ⅲ以上の方）又は 90 日間に入所された場合、初回利用時の本契約締結をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとし入所日を起算日とする。

（利用者からの解除）

第３条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し、14 日以上の予告期間をもって、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除及び契約終了）

第４条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

②　当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を２か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず７日間以内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　利用者様または、その関係者による当施設への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、暴力等の人権を侵害する行為が認められ、施設から改めるよう求めた場合で、その改善がみられなかった場合

⑦　天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第５条　利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙２の利用料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

２　当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１５日をめどに発行し所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は現金、現金書留、銀行口座振替、振込の４方法があります。

3　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して領収書を所定の方法により交付します。

※利用者は、介護保険法その他の関係法令の変更、要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、規定にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費を請求することができるものとします。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。その際は、利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

（記録）

第６条　当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間は保管します。（診療録については、５年間保管します。）

2　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（身体の拘束等）

第７条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、家族及び身元引受人と十分に話し合い理解を得ることに努め文章で説明し同意を得ます。
また、「拘束しない介護」を目指し早期に廃止できるよう目指します。
なお、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、介護保険の基本報酬を減算することとする。

（虐待防止の取り組み）

第８条　虐待のない当施設としてあり続けるために、全ての職員が利用者の安全が最優先されるという意識を共有していくことを心掛けるものとします。

2　当施設は職員・従業者に対し職場内会議や当施設内研修を通じて絶えず虐待防止の意識付けを行っていくものとします。
なお、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、介護保険の基本報酬を減算することとする。

（褥瘡対策等）

第９条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような介護に努めるとともに、褥瘡予防対策を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第 10 条　当施設と全ての職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を〈別紙３〉のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行うこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
②　居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携
③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 11 条　当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2　当施設は、利用者に対し当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 12 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 13 条　利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、施設長宛ての文書で 1F 玄関前に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 14 条　介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

当苑の契約保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社

2　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

3　利用者は利用者の責に帰すべき事由によって当施設に損害が発生した場合、利用者及び利用者の身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の関係者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
なお、本契約上負担する一切の債務を極度額　９２０，０００円の範囲として連帯して保証する。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（利用契約に定めのない事項）

第 16 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。